

裁 判 所	東京高等裁判所
事 件 番 号	令和2年（行コ）第64号
事 件 名	所得税更正処分等取消請求控訴事件
判決年月日	令和3年1月27日
判 示 事 項	<p>保険医療機関である麻酔科クリニックを個人で開設する麻酔専門医が他の保険医療機関で実施された手術について業務委託契約に基づき行った麻酔関連医療業務に係る報酬の金額が租税特別措置法（平成25年法律第5号による改正前のもの）26条1項にいう「社会保険診療につき支払を受けるべき金額」に該当しないとされた事例</p>
判 決 要 旨	〈略〉
事案の概要	<p>保険医療機関であるAクリニックを個人で開設する医師であるXは、平成23年分から平成25年分まで（以下「本件各年分」という。）の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の確定申告をするに当たり、その事業所得の金額の計算上、他の保険医療機関で実施された手術について業務委託契約に基づき行った麻酔関連医療業務に係る報酬（以下「本件各報酬」という。）の金額が租税特別措置法（平成25年法律第5号による改正前のもの）26条1項にいう「社会保険診療につき支払を受けるべき金額」に該当することを前提に、同項所定の概算経費率を乗じて計算した金額（以下「本件概算経費額」という。）を必要経費に算入したところ、処分行政庁から、本件各報酬額は「社会保険診療につき支払を受けるべき金額」に該当せず、本件概算経費額を必要経費に算入することはできないなどとして本件各年分の所得税等の各更正処分及びこれらに伴う過少申告加算税賦課決定処分を受けたことから、それらの取消しを求めた事案である。</p>
訟 務 月 報	68巻2号